

中津市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度財政支援団体監査の結果を 別紙のとおり公表する。

令和元年10月16日

中津市監査委員 永松末利

中津市監査委員 林 秀明

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
一般財団法人 大分県北部勤労 者福祉サービスセンター		令和元年9月3日
大井手堰土地改良区	本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	~10月16日

監査を実施した監査委員 永松 末利 ・ 林 秀明

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件 に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業 の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、 以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和元年 11月15日(金)までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、 所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の 改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、 今後の事務処理に万全を期されたい。

【一般財団法人 大分県北部勤労者福祉サービスセンター】

- (1)補助金等名 大分県北部勤労者福祉サービスセンター補助金
- (2) 所管部局・課 商工農林水産部商工振興課
- (3)財政援助の目的

当補助金は、九州周防灘地域定住自立圏(中津市、宇佐市、豊後高田市、豊前市、築上町、上毛町)の中小企業に勤務する勤労者等に対して総合的な福祉事業を行なうことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的としている。

(4)事業の概要

I. 事業費 114, 357, 466円

Ⅱ. 事業内容

大分県北部勤労者福祉サービスセンターの会員に対し、在職中の生活の安定に係る共済給付事業や健康の維持増進に係る検診補助事業や余暇活動に係るレクレーション事業や各種補助事業を行い、中小企業勤労者・事業者の労働福祉環境の向上を図った。

Ⅲ. 財政援助額 13,000,000円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ①全福センターに支払う掛金と全福センターからの慶弔共済給付金について、ここ数年、実際の給付金よりも掛金のほうが約100万円多いことが続いている。全福センターの掛金を止め、独自で慶弔共済給付を行うなど検討を図られたい。
- ②会費について、会費(月額)が600円で、県内2つのサービスセンターの会費(月額)800円と比べると少ない金額になっている。また、各自治体からの補助金についても、県内2つのサービスセンターの補助金8,500,000円に比べ高い金額となっている。

自助努力を推進するため会費の値上げ等を行い、補助金の縮減について検討を求める。

(要望事項)

③余暇活動助成事業について、予算額より高額の決算となっている主催事業が見受けられた。

今後は、参加者負担額の値上げ等、主催事業の事業費の見直しを望む。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- ①一般財団法人 大分県北部勤労者福祉サービスセンターに対し補助金を交付する根拠となる要綱がないため、補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定めた根拠規定である補助金交付要綱を制定されたい。
- ②定住自立圏共生ビジョン第2期は令和元年度までとなっており、令和2年度から第3期が始まる予定である。

勤労者福祉サービスセンター運営事業について、事業費の見直しや補助 金の縮減等検討を求める。

また、吉富町の会員もすでに加入しているので、吉富町に定住自立圏の参画を図るよう求める。

【大井手堰土地改良区】

- (1) 補助金等名 中津市水路通水補助金
- (2) 所管部局·課 生活保健部生活環境課
- (3)財政援助の目的

当補助金は、大井手堰土地改良区が実施する水路通水事業に要する経費の一部を補助することにより、大井手水系用水路への一般家庭等の排水に伴う周辺住民の生活環境保全を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要

I. 事業費 39,994,249円

Ⅱ. 事業内容

大井手堰土地改良区のかんがい区域の幹線水路及び支線水路の改修、浚 渫及び頭首工・取入水門・揚水施設・分水施設の維持管理を行い、大井手 水系水路への一般家庭、事業所等の雑排水放流に伴う、農業用水の水質保 全と生活排水対策としての通水確保を図った。

Ⅲ. 財政援助額 7,026,000円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

①樋門管理委託料の支出について、業務の報告書等を求めず、業務の完了 日前に請求書を受領し支出していた。

委託契約書に基づく適正な会計処理を求める。

②平成30年度の実績報告書に、平成29年度の改修工事費が含まれていた。 大井手堰土地改良区会計細則による、適正な会計処理や実績報告を求める。

また、改修工事の箇所についても、土地改良施設台帳に記載されていなかったため、土地改良施設台帳の整備を求める。

③水路改修工事の対象地区より、地元負担金を受領し、地元負担金に関する規程もなく徴収しているため、根拠となる規程を整備し事務の透明化、 適正化を図るよう求める。

Ⅱ. 所管課に対する事項

(指摘事項)

①補助金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行わなければならないが、事業実績及び収支決算書の記載に不備が見受けられた。

今後は、実績報告書等について、記載内容を精査確認のうえ、適正な書類の受領を求める。

(要望事項)

②補助金交付要綱について、実績報告の添付書類は、収支決算書、経費明細書、領収書、完成写真のみの定めであったため、工事期間等の把握ができず、前年度の工事費を平成30年度の実績に含めていた。

実績報告の添付書類に補助対象事業の契約書等の証拠書類を追加するなど補助金交付要綱の見直し等検討を望む。